

資料5-1 振動規制法の特定施設（振動規制法施行令別表第1）

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）</p>
2	<p>圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
3	<p>土石用又は鉋物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
4	<p>織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
5	<p>コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）</p>
6	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）</p>
7	<p>印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）</p>
8	<p>ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）</p>
9	<p>合成樹脂用射出成形機</p>
10	<p>鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>

## 資料 5 - 2 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 0 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
第 2 種区域	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

備考 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

資料5-3 特定施設に係る届出状況

(平成12年3月31日現在)

施設区分 市町名	特 定 施 設 数										計	届事 出業 工場 場数
	金属加工機械	圧縮機	破砕機等	織機	ブロックリクマトシン等	木材加工機械	印刷機	ゴム成形樹脂練用機	射出成形樹脂用機	鋳造型機		
川之江市	20	147	0	0	0	6	40	0	10	0	223	51
伊予三島市	16	215	7	0	0	9	26	0	3	0	276	50
土居町	13	38	13	35	3	1	7	0	38	0	148	19
新居浜市	187	101	16	0	3	13	16	3	7	0	346	100
西条市	30	255	5	0	10	4	10	0	48	0	362	51
東予市	7	46	0	483	6	4	0	0	0	0	546	38
小松町	11	17	0	36	3	1	0	0	0	0	68	11
丹原町	14	7	0	0	0	0	0	0	0	6	27	6
今治市	85	103	0	4,166	4	7	33	0	6	5	4,409	251
松山市	315	181	3	167	7	14	103	0	13	16	819	186
重信町	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	16	3
伊予市	11	64	3	20	0	11	23	0	0	0	132	31
長浜町	15	6	1	0	4	17	1	0	0	0	44	27
八幡浜市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
宇和島市	19	41	0	0	8	6	0	0	0	0	74	27
計	744	1,222	63	4,907	48	93	259	3	125	27	7,491	852
工場等数	196	248	11	218	24	78	61	1	11	4	—	852

## 資料 5 - 4 振動規制法の特定建設作業（振動規制法施行令別表第 2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい抜き機を除く。）、くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く。）又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレイカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

## 資料 5 - 5 特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線について75デシベル以下	
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
作 業 時 間	1日10時間以内	1日14時間以内
作 業 期 間	連続6日を超えないこと	
作 業 禁 止 日	日曜日その他の休日	

備考1 第1号区域は、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域

- (1) 第1種区域
  - (2) 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域
  - (3) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域
- 2 第2号区域は、指定区域のうち、上記第1号区域以外の区域。
  - 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
    - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
    - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
    - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

資料5-6 特定建設作業に係る届出状況

(平成11年度)

作業区分 市町名	1 くい打機等 を使用する 作業	2 鋼球を使用 して破壊す る作業	3 舗装板破碎 機を使用す る作業	4 ブレーカー を使用する 作業	計
川 之 江 市	0	0	0	0	0
伊 予 三 島 市	2	0	0	0	2
土 居 町	0	0	0	0	0
新 居 浜 市	3	0	1	5	9
西 条 市	3	0	0	3	6
東 予 市	4	0	1	0	5
小 松 町	0	0	0	1	1
丹 原 町	0	0	0	0	0
今 治 市	2	0	0	1	3
松 山 市	39	0	3	34	76
重 信 町	3	0	0	2	5
伊 予 市	1	0	0	0	1
長 浜 町	0	0	0	0	0
八 幡 浜 市	0	0	0	0	0
宇 和 島 市	6	0	0	0	6
計	63	0	5	46	114

資料 5 - 7 振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準	
	昼 間	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

備考 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとくすべてについて平均した数値とする。